

40歳以上の方を対象に

定員 100人



補聴器モニターを募集します

モニター制度について

補聴器モニターは、補聴器を装用することで、聞こえや社会参加活動にどのような変化があるかアンケート調査にご協力いただく方です。モニターの方には、補聴器購入の一部を助成します。なお、補聴器は、技能者のいる認定補聴器専門店にて購入していただき、継続して装用していただく必要があります。

モニター対象者(以下の要件をすべて満たす方)

- ◇補聴器の装用が初めての方
- ◇40歳以上の方
- ◇市内に在住の方(住民票のある方)
- ◇市税に滞納のない方
- ◇聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方で補聴器相談医に補聴器の装用が有効であると認められた方
(補聴器適合に関する診療情報提供書が必要です。)
- ◇アンケート調査(全3回)に協力できる方
- ◇聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方

助成の金額

認定補聴器専門店で購入する**補聴器購入費の1/2以内(上限30,000円)**

※認定補聴器専門店とは、公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた補聴器の販売店です。
(公益財団法人テクノエイド協会 HP: <https://www5.techno-aids.or.jp/index.php>)

助成の交付決定がされる前に購入した補聴器は**助成対象外**です。

申請窓口

- ①袋井市久能 2515-1 はーとふるプラザ袋井(市総合健康センター)1階
健康長寿課 地域包括ケア推進係 (電話: 0538-84-7836)
- ②袋井市新屋一丁目1-1 袋井市役所1階
保険課 介護認定係
- ③袋井市浅名 1028 浅羽支所1階
市民サービス課 市民サービス係

受付開始日

令和6年6月3日(月)～

※申込人数が多い場合は、先着順になります。

(裏面に続きます)

手続きの流れ

購入前

補聴器相談医 に受診

※①補聴器相談医に受診し、補聴器の利用が必要か相談します。医師より補聴器の装用により日常生活において効果がみられると診断される場合は、補聴器適合に関する診療情報提供書を作成してもらいます。(受診や診療情報提供書に係る経費は自己負担)

認定補聴器 専門店で相談

医師にもらった診療情報提供書を持って、※②認定補聴器専門店にて、適合する補聴器の見積書を作成してもらいます。
また、認定補聴器専門店にて、申請書とアンケート調査票をもらい記入します。

申請書類の 提出

申請に必要な書類を用意して、総合健康センター健康長寿課（袋井市役所1階保険課、浅羽支所1階市民サービス課も受付可）に提出します。
（申請に必要な書類）
申請書
補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
認定補聴器専門店が作成した補聴器の見積書（写し可）
アンケート調査（補聴器使用前）

※①市内の補聴器相談医…林泰広医師（袋井市立聖隷袋井市民病院）、宮嶋佳世子医師（宮嶋耳鼻咽喉科）、森本雅太医師（森本耳鼻咽喉科）、新木五月医師（新木耳鼻咽喉科）

※②市内の認定補聴器専門店…理研産業補聴器センター袋井店、エレガンス時正堂泉町本店、時計メガネ宝石補聴器のオガワ

助成決定後

助成決定通知

申請後1～2週間程で、助成の決定通知が到着します。

補聴器の購入 フィッティング

助成決定通知を認定補聴器専門店にもっていき、補聴器の購入をします。補聴器適合に関する報告書とアンケート調査票をもらい記入します。（フィッティングは令和7年3月までに終了する必要があります。）

請求書類の 提出

フィッティングが終了したら、下記の書類を総合健康センター健康長寿課（袋井市役所1階保険課、浅羽支所1階市民サービス課も受付可）に提出します。
（申請に必要な書類）
請求書
購入をした補聴器の領収書の写し
補聴器適合に関する報告書の写し
アンケート調査（フィッティング終了時）

請求後

市からの振込

請求書を提出してから、約1か月後に指定の口座に助成金を振込します。

アンケート 調査（3回目）

補聴器の装用をしてから1年後、市から補聴器装用のアンケート調査が届きます。アンケート調査票が届いたら、記入し、袋井市総合健康センター健康長寿課に提出します。

袋井市総合健康センター健康長寿課

電話 0538-84-7836 FAX 84-7582

E-Mail chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp